

ケース スタディよりみたる「中立」概念の本質と

その法的性格の研究……(五)

——国連による侵略の定義と安保理の対応をめぐる本質の解明に関する一考察(上)——

大 西 公 照

一 はしがき

二 侵略の定義の捉え方

三 国連の侵略定義と憲章の立体的法構造

四 ケース スタディにみる安保理の法的性格とその適応能力

五 むすび

一 はしがき

現代の国際法といわれるものが、伝統的国際法(traditional international law)のそれと著しく相違するものに戦争概念についての捉え方がある。勿論、憲章三三条一項は、紛争の平和的解決として、その手段を(一)交渉、(二)審査、(三)仲介、(四)調停、(五)仲裁裁判、(六)司法的解決によることとし、その解決を上廻る武力紛争については、これを平和に対する脅威、同破壊、及び侵略に三分類し、これらの行為に対し、安全保障理事会の承認さえあれば、憲章一章一項(国連の目的)

「國際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧との為有効な集団的措施をとること……」とし、集団安全保障の立場から憲章四〇条の暫定措置、同四一条の經濟措置、更に最終手段として、同四二条、軍事措置を執行できるとし、その中に「国連加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威 (demonstration)、封鎖 (blockade) その他の行動を含むことが出来る<sup>(1)</sup>」として、伝統的國際法のいう報復 (retorsion)、復仇 (reprisal)、干渉 (intervention) 等の概念規定にまで、その適用範囲をひろげている。

然し、憲章三九条のいう「勧告をし、それで効力がなければ、四一条、四二条の規定に従つて如何なる措置をとるかを決める (shall make recommendations, or decide what measures shall be taken in accordance with Article 41 and 42)」と言つても、その發展段階とする各ケースにわたる procedure の規定が皆無となつており、すべてこれを安全保障理事会の手さぐり、決定で、紛争の起きた時に<sup>(2)</sup> 応じ、それぞれ解決させてゆけばよいと言うのでは問題の残るところ。この条項にそれら勧告の法的効果 (legal effect) をめぐり、その拘束力の点について非常な曖昧さが残ると指摘したのは外ならぬケルゼンであった。Procedure の出発点が三九条の侵略の内容にあることは言うまでもない。

國際紛争の解決が従来以上に國際法のメイン テーマとなつてゐる時、これら最大の焦点を曖昧にしておいて、三九条をして、どうして國際の平和と安全を維持し、回復させんがため (to maintain or restore international peace and security) の最終規定だと言ひ得るであらうか。ましてや現在のよ様に、Big Two が一触即発の危機にある時、何とも空恐ろしい気がする。この小論も中立法研究の一環として、本篇で国連による侵略の定義とそれに対応する安全保障理事会の取り扱い方を検討し、次篇でそのケースを丹念にフォローしてみようかと思う。

尚、この点について昨夏筆者の alma mater ヴァージニア大学滞在中、毎昼食時、ニューカム ホール (ロー スクール の食堂ではない) 中央食堂で、決まって居合わせていた Garrey, Jack I. 氏との討論に負うことが多い点を付記しておく。

また頁数の制約の為、「象の鼻をなでて、その全体像を推し量った」とのそしりを免れないが、その点についても大方のご叱正をお願いしたい。

(1) 大沢章・藤田勇・大西公照・杉原泰雄ほか『世界の憲法』国元書房、昭和三三年、国連憲章の項参照

(2) 大西公照『現代の法律学要論』国元書房、昭和五三年参照

(3) Kelsen, H., *The Law of the United Nations* (1950) p. 724-738.

## 二 侵略の定義の捉え方

一九七四年二月一四日に国連総会で採択された国連による侵略 (aggression) の定義なるものは、国際聯盟発足の初期から現在に至るまで長い間学者や外交官によって、異常なまでに極限の努力の払われて来ているテーマであり、制度化された (institutionalized) 集団安全保障<sup>(2)</sup>へ向けての国際的努力のまさに第一歩となって立ちはだかっているもの。

国際法上、侵略なる用語は、昔も今も一貫して国家間の強制的対決 (coercive confrontation) に関する論争の中心点となっている。もともと侵略の定義を追究する我々の最終目的は、嘗て戦争か平和かが即急の論点 (issue) であった時に、これを、ブライアリー流に表現すれば、国家間関係で最も serious な情況<sup>(3)</sup>を意味したのと同じく、とにかく紛争の当事国がその場で対決した時、その国家行為が合法 (legitimate) か、非合法 (illegitimate) かを判断する法律上の規準点を作り上げることにあった筈。

ここで取り上げる迄もなく、現国連憲章は、いわゆる現代の国際紛争を三分類し、まず第一分類として憲章三三条「(一) 国際の平和及び安全の維持を危くする虞れのある紛争」があり、その解決手段を示し、(イ) 直接の外交交渉で解決するもの (negotiation) と、次に(ロ) 第三国を媒体とするもの、即ち(A) 審査 (enquiry)、(B) 仲介 (mediation)、(C) 調停 (conciliations)。

第三分類(ハ)裁判所を通して解決を図るものとして(A)常設仲裁裁判所と(B)国際司法裁判所ほかを掲げている。

然しこれらはいくまで、いわゆる戦争の前哨的な場合の解決法にすぎず、第三分類としてのいわゆる戦争については、第三九条で第一段階、平和に対する脅威 (threat of the peace)、第二段階、平和の破壊 (breach of the peace) として分析し、最後に第三段階として、本格的戦争の対象となる侵略 (aggression) に到達するのだと規定し、一旦安全保障理事会で、この種の行為が決定されると、第四〇条で暫定措置、第四一条で経済措置、第四二条で軍事措置を發動し得るのだとして、いわゆる侵略に対し、国際組織法上、最高度の制裁措置、国連軍による集団安全保障の立場を踏んまえての武力戦争をしていいことになっている。とにかく侵略に対しては、いわゆる伝統的国際法 (traditional international law) の言う戦争をしてよいのご託宣なのである。然し、この種の侵略の内容を国際法的に決定することは容易なことではない。

その故に一九七四年の国連総会による侵略の定義の採択は、結果的には、国際関係における法のルール (rule of law) 完成へ向っての目に見えた出発点になるものとして、従来より国際法学会でもひろく歓迎されて来ているもの。この定義の試みとして、冒頭で「国際法の基礎的ルールの法典 (code) 化をすすめるための国連の首尾一貫した努力の役割を担うもので、国連憲章に深くひそむ基本構造の一つでもある」<sup>(5)</sup>と記述しているのをみても、作成者達 (frame workers) の意気込みが判らうというもの。また国連憲章三九条の平和の脅威、平和の破壊等のキータームも、本来「基本的ルールの法典 (a code of basic rules)」<sup>(7)</sup>化へ向けての同種の努力の一里塚として捉えらるべきものと思う。これ等への努力の集積がとりも直さず、国連と集団安保システムの将来の法発達の目に見える進歩となること請合ひである。

然し、戦争の主対象となる、これら侵略の前段階として、国際法上何が脅威 (threat) であり、何が破壊 (breach) を構成するかと言う点になると、その内容たるや、まことに漠としており、その法的性格の決定すらもが今後持ち越された恰好。その方向への一里塚とはなっているとしてみても、ケーススタディによる綿密な裏付けがなされていないのである。

特に法理論上集団安全保障(collective security)との絡みの追及が急務の筈。

またこの論題に関し、あまたの国際法学者が、この変転極まりなき、国際状勢の中で、解決さるべきその最終残骸となつてゐる侵略の定義をすること自体に無理があり、国連の效果的運用と両立しない(incompatible)として反対するムキの多いのも事実。また侵略という言葉も国際法学会では、集団安保の制度的文脈の一つとして特徴づけられるのが通例で、その用語は集団安保理論の法構造の構築の一環として分類されるのが多数説となつていて、集団安全保障の隠れ蓑(cryptic)とする考え方が有力なものも事実。

(1) Definition of Aggression, General Assembly, Res 3314, 29 U. N. GAOR, Supp. (No. 31) 142, U. N. Doc. A/9631 (1974)

(2) 集団安保論と「ソビエト」

Stone, J., *Aggression and world Order* (1958).

McDougal, M. & Feliciano, F., *Law and Minimum Public Order* (1961).

Ferencz, B., *Defining International Aggression* (1975).

国連は存在し機能し始めてから国際法委員会、総会の第一(政治)第六(法律)各委員会、侵略を定義する問題(Question of Defining Aggression)を取り扱う第四特別委員会を持っている。第四特別委員会は七年間に百十三を超える会合を持ち、最後に侵略の定義の採用をめぐりつづける。

29 U. N. GAOR, Supp. (No. 19) I, U. N. Doc. A/9619 (1974).

28 U. N. GAOR, Supp. (No. 19) I, U. N. Doc. A/9019 (1973).

27 U. N. GAOR, Supp. (No. 19) I, U. N. Doc. A/8719 (1972).

26 U. N. GAOR, Supp. (No. 19) I, U. N. Doc. A/8419 (1971).

25 U. N. GAOR, Supp. (No. 19) I, U. N. Doc. A/8019 (1970).

24 U. N. GAOR, Supp. (No. 20) I, U. N. Doc. A/7620 (1969).

23 U. N. GAOR, C. 6 (1028 th mtg.) I, U. N. Doc. A/7185 (1968).

ケース スタディよりみたる中立概念の本質とその法的性格の研究⑤(大西)

- (3) Briery, J., *Law among Nations*. (1960), p. 104.
- (4) Ferencz, B; *Ibid* note 2, p. 50-53.
- (5) Ferencz, B., *Ibid* note 2, p. 1.
- (6) 三九条は、the Security Council shall determine the existence of any threat to the peace, breach of the peace, or act of aggression and shall make recommendations, or decide what measures shall be taken in accordance with Articles 41 and 42, to maintain or restore international peace and security ヲ爲ス。
- (7) Bowett, D., *Self-Defense in International Law*, 262 (1958).
- Sohn, L. B., *The Definition of Aggression*, 45 *Va. L. Rev.* 697. 701 (1959).

### 三 国連の侵略定義と憲章の立体的法構造

とにかく侵略の定義の問題は何れにしても国連憲章の中で一番重要なテーマである筈。その故に、憲章の作成時に、以後の長期的研究テーマに属するものとして、少なくとも、その包括的意味を示すか、出来なければその代りにどのような種類の行為を侵略とみなすかの列挙位等はしておくべきものであったと言える<sup>(1)</sup>。然も尚、その長期的研究の中に、国際法上の用語からする技術的な問題も解決しておいて欲しかったところ。まず此の一条は包括的意味及びその行為の列挙と言う二つのテクニックを用い、いわゆる混合(mixed)定義を使用して侵略の定義の中心的概念を明らかにしている。即ち、「侵略(aggression)とは、他国家からする主権(sovcreignty)、個有の領土(territorial integrity)、政治的独立等の侵害に対し自国家による軍隊の使用権を保持することで、国連の精神と対立しない(incosistent with)あらゆる外的手段の保持もこの定義の中に一括して含まれる」<sup>(2)</sup>(試訳)

と述べている。続いて同三条は、内容上侵略の行為として位置づけられる諸行為(acts)を列挙している。それによると、

武力侵入 (invasion)、攻撃 (attack)、轟撃 (bombardment)、封鎖 (blockade) 等。更に政府の同意なき軍事占領の継続、第三国に対抗して、侵略を行なわんとして、他国により使用される認可領域。また他国家に対抗して軍事力を行使せんがために武装軍隊を送ること、等となっている。

所詮安保理事会は、この定義の述べるように、これらの列举規準によって侵略行為があったか、どうかを決めてゆくのではあるけれども、ここで甲論乙論あり、なかなか決着のつかぬ時は、第二条で安保理が究極的自由裁量判断 (ultimate discretion) を下すことになっている。

即ち、

「憲章に違反した国家による最初の武装軍隊の使用は、憲章の精神に照らし、譬え安全保障理事会がどうであろうと、侵略行為 (act of aggression) として最初の外観 (prima facie) 証拠を形成するのであり、その行為が他の一本化された関連ある状況に照らして正当化され得なくとも、またその一連の行為や、行為の結果が充分なる危険性 (gravity) を持つものでないという事実をも含めて、一つの侵略行為が為されて (committed) 来ているとの決定をするのである」<sup>(4)</sup> (試訳)

としている。

四条では、更に三条に列举された侵略行為に言及し、

「……右列挙の行為は網羅的ではなく、そして安全保障理事会は憲章の規定の下に、ある他の行為が侵略 (aggression) を構成していると決定し得る<sup>(5)</sup>」と述べている。

このようにして、特殊な位置づけへの定義を試みることで、安全保障理事会は、侵略行為について二条によってリストの数を減じさせたり、また四条を用いて、その条項に補遺をつけたりして侵略 (aggression) の内容を制限し、三条が侵略

行為としてかかげるリストの数を変更することが出来るようにしている。

この自由裁量 (discretion) について、憲章三九条は、一応

「安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊、又は侵略行為の<sup>(6)</sup>あらゆる存在を決定し、並びに国際の平和及び安全を維持し、又は回復するために、勧告をし、又は第四一条及び第四二条に従っていかなる措置をとるかを決定する」

としてその戦争段階の区分分けと、その中での侵略なる用語についての位置づけを試みてはいる。その点では侵略の定義と連動しているものとみてよいであろう。然しそれも詳細に検討してゆくと、尚、侵略の概念構成の核と、侵略行為のリストの両方の説明ともいずれもが侵略の適用範囲の一種の制限であり、state behavior (国家の行動) の frame (骨組み) とガイドラインを示すことが意図されており、つまるところ安保理の慎重な審議の促進をめざしているものと言えようかと思う。

その点を、この前文の定義は、明快に述べ

「侵略の定義の採用は、potential aggression (潜在的侵略) の意図を制止させる効果を持たせるもので、侵略行為の決定を単純化し、侵略者を鎮圧させる手段の解説に有用で、それはまた犠牲国の権利の保護や権益の合法化にも役立つ (facilitate)、犠牲国へ援助を与えることにも寄与する」<sup>(7)</sup> (試訳)

と表現しており、その内容と効果についての説明を展開している。

然しこの宣言をして、これを単なる法学基礎論で言う誠実 (faith) の原則として受け入れるわけにはゆかない。その理由は、換言すると、この条項も国連による定義の Justification として述べられたものであり、ここで言う意味深長な侵略の定義が、果たして国際法上から明瞭に示し得るかどうかについてをめぐり、その学術的、外交的討論に関する研究点

の一つを暗示しているものに過ぎないのではいかとの見方の出るのも当然と言え、当然のことである。その中で最も適切なる研究テーマと言われているのが、侵略についての決定者が如何にこの定義を実際に活用出来るかと言う点に疑問を投げかけているムキのあることである。この関連点<sup>(8)</sup>についてのみ疑問を提出している少数派のあるのも今更説明を要せぬところ。この違いは侵略の定義と包含される制度上の取り扱い方との間の関連性をめぐる濃縮課題というよりも、むしろこれら侵略をめぐる討論の参加者達が、理論(criteria)上、出席者の総意として、その発生事実の位置づけを同じ立場から「侵略」を構成していると言う風に検証してゆけるかどうか、そういう理論形成を出来るかどうかの一点に凝集して来ていると言うことである。また国連の構造や取り扱い規定の中での、国家の行動に関する定義について、一本化した見解をとるべしとの問題は、その重要性は判っているとしても、侵略の定義をした前文でも明らかなるが如く、つまるところその多くを安全保障理事会に於ける各国の真実 (facts) の陳述に大きく依存して来ていることも忘れてはならない。

また前文ですでに指適したのように、前文は国家の行動に関する定義の一本化問題 (relevance) は安全保障理事会による「手段の補遺をつける」という関連文で示されているのでもわかる通り、憲章のパラフレイズの役目を示している点に注意する必要があるであろう。とにかく安全保障理事会は国連憲章七章の規定する行動の舞台をセットせんがために、侵略についての判定を下すことが出来る。然しそれについては取り扱い規定を持たないどころか、五大国に対し現実にその取り扱いをすら否定する拒否権を与えているのである。更に安全保障理事会で侵略者と決定された国家に対しての軍隊の使用を特徴づけるものに、理事会が、憲章七章の下での集団安全保障上の行為を期待される「託宣 (response) としてい

るムキがある。こうして侵略の定義が安全保障理事会に対して規定するあらゆるガイダンスは、また憲章七章の平和の強制規定 (peace enforcement provisions) が嵌めているすべての枠組み規定内での手段のガイダンスともなるもの。即ち「あらゆる潜在的侵略者を制止する効果 (effect of deterring a potential aggressor)」も安全保障理事会により、脅威 (threat)

の行為の前段階として関係づけてゆかるときと規定している点である。また安全保障理事会がまず先決理論 (p*riori* criteria) として、侵略をどう定義するかの問題も、その故にこそ憲章の下での安全保障理事会による「侵略に対する対決手段」の採る用語として、もっと真剣に掘り下げられなければならないもの。

憲章も国連の基本目的 (cardinal purpose) は、

「国際の平和及び安全を維持すること。そのために平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団安全保障上の手段 (effective collective measures) をとること」<sup>(9)</sup>

と規定している。然しながら侵略の定義の発議者達は、国際の平和と安全を維持する運営上の必要条件 (operational requirements) にその焦点が合わさるべきであったのに、その点での見通しをなおざりにして来た点にあることも明瞭。侵略を定義する為にまずその先決理論 (p*riori* criteria) を追究すると言うゴク自然法上の見通しも、憲章の集団安保システムの中で許容しうる行動性 (activity permissible) の範囲をどう理論的に宣言出来るかという可能性をめぐっての考え方に尽きるものと見てよい。機能的な見解からすると、馬の前に二輪馬車 (cars) を置くことの例に譬えられる。何故ならこの場合馬という憲章の下では、現実に侵略の用語を定義しうるのは平和推進国の行動 (activity of states in peacemaking) だけだからである。

憲章一条の規定として、侵略に関する最も正確な機能上の見解からみると、憲章七章で安全保障理事会が権限を与えられたとしている一連の国際法上の条項であり、これがその意味からする唯一のカテゴリーともなっている。法律上の定義に関する限り、国連はこのアプローチからは遊離した考え方を採用しており、それが国連憲章の履行不能に関する典型的な欠陥の一つの例としてすでに時効 (prescription) を形成している程である。もしも、明示された侵略の定義が侵略の存在をハッキリ否定しているのに、安全保障理事会が一つの国家に対して強制行動 (coercive action) を採ることを準備し、そ

の国家に侵略国 (aggressor) のレッテルを貼ったとしたら、こんどは侵略の定義そのものが安全保障理事会の行動に非合法の法状態 (legal appearance) を与えることになるであろう。この説明はたとえば安保理に侵略を構成する国家の諸行為の列挙を安保理に制肘したり (reduce)、捕捉説明させたりする自由裁量 (discretion) の余地を残させているものとも言えようかと思う。一方からすると、もしどのような位置づけから考えてみても、侵略が行なわれていることが明白であるのに、安全保障理事会が何の準備行動すらしない場合、これら一連の安全保障理事会の不活動 (inaction) が侵略の定義決定基準からして不適切な偽善 (irrelevant hypocrisy) に当たることを露出させることになることを示しているようにも思われる。端的に申せば、国連総会の侵略の定義に関する限り、現状では国連憲章の平和追究機能の精神とは一致せず、国際の平和と安全を達成すると言う国連の諸努力と対立するものになっているとみてよいのではあるまいか。

- (1) Thomas, A. J. & Thomas, A. V. W., *Ibid.*, note 2, p. 6-8.
- (2) Definition of Aggression, *supra* note 1, annex, art. 1.
- (3) *Ibid.*, art. 3. 轟撃の訳語は大平善悟、中村進吾追悼記念論文集による。軍事目標の爆撃五 (p.461-466)
- (4) *Ibid.*, art. 2.
- (5) *Ibid.* art. 4.
- (6) U. N. Charter. art. 39.
- (7) Definition of Aggression, note 1, annex.
- (8) Thomas, A. J. & Thomas A. V. W. note 2, p. 4-6.  
Schwebel, Aggression, Intervention and Self-Defense, 136 *Rec. des Cours (Neth.)* 411, 422-26 (1972).
- (9) U. N. Charter art I, paragraph 1.

## 四 ケース スタデイにみる安保理の法的性格とその適応能力

平和追究機能 (pacification function) と国連の定義との間に矛盾が存するかどうかを決定するに当たり重要なことは、侵略という法律用語の中に含まれる特殊な文脈からする背景を考へてみる必要がある点である。侵略なる用語の使用は法律上の感覚から来るものであるけれども、この感覚は古くは古代よりずっと存しており、現在の文脈 (context) でしきりと多用されている集団安保体制なる用語も国際聯盟規約の発生とともに始まったもの。規約十条は「聯盟参加国は、聯盟全メンバーの固有の領土や現存する政治的独立を尊重し、且外部からの侵略 (external aggression) に対して之を擁護する (preserve) ことを約定する」と規定している。侵略の用語は一九三三年の不戦条約草案やソユーズ ソビエツカヤ不可侵条約<sup>(4)</sup>にもしばしば用いられている。聯盟の集団安全保障の取り決めに関する文脈の中での用語の使用に関して、国際的現実 (international realities) が聯盟の制限された能力を劇的な程に上廻る場合に、時として激しく侵略に対する非難が湧くことがあるのは我々のよく経験しているところ。例えば、日本の満州侵入<sup>(5)</sup>、イタリアのエチオピア進駐<sup>(6)</sup>、ソビエツカヤのフィランド侵略<sup>(7)</sup>やサハリン、千島の非合法不法占拠等である。

一九四五年サンフランシスコで国連憲章の草案を作成している時、当時の国際平和機構研究委員会 (commission to study the organization of peace. 国連の前身) に対し、ボリビア<sup>(8)</sup>とフィリッピン<sup>(9)</sup>の二国が「侵略に関する定義案」を提出している。ボリビアの定義とは、一九三三年軍縮条約会議へ提出された有名なソビエツカヤの定義草案をモデルとしていたもの。ボリビアの提案は侵略行為の列举と侵略を決定する安全保障理事会の権限の承認とをうまく組み合わせたもので、そのフォームは現在国連総会が採用しているものと相似したものであった。然しながら、憲章の最終の草案では、侵略の定義が除外されていた。

侵略の定義が除外された主たる理由は、草案作成者達の方でこの条項につき何も無為 (inaction)、無関心 (indifference)、無能力 (inability) を決め込んだ結果ではなかった。同委員会は、次のような理由を述べ、わざとこの問題を非難し、定義の先決を拒否して、二度とこれを取り上げるようなことをしなかったのである。即ち

「開会の初めに侵略の定義をすることは、この会議の権能や憲章の目的を超えている。現代の武器技術の進歩は、侵略のあらゆる場合を定義することを非常に困難にしている。……またこれらのケースに必要とされるリストは、まことに不完全で、安保理事会も多分にそこに述べられていない諸行為は重要性を持たないと考えたがる傾向をもとうとするもの。即ちこれ等の手ぬかりや不作為 (omissions) が侵略の定義を歪め、即侵略者を勇気づけさせることになったり、理事会による行動を延期させたりする。尚その上に、外のケースにリストされている場合、理事会による自動的行動 (automatic action) が、強制手段 (enforcement measures) と言う未熟な適応を持ち込む場合もままあり得るのである。<sup>(11)</sup>」

と述べている。

国連の前身である国際平和機構研究委員会の不承知であるものを強行したのは実質的には多分に構造上 (組織上) から来るものでもあったとも言えよう。当時この委員会では、侵略の定義が安全保障理事会の平和追究努力 (pacification efforts) を邪魔だてするものだとの見解を持っていた。この関心 (concern) の結果として当委員会は、当時安全保障理事会が完全なる自由裁量権 (complete discretion) で、「平和の脅威、平和の破壊、侵略の行為」<sup>(12)</sup> を検証出来る (to identify) とする考え方を支持していた。後に国連総会が、かくして侵略の定義を憲章の明示の意図の故からでもなく、またその意図 (design) に反対からでもなく、素直に採択することになる。

侵略の定義を決める準備委員会 (drafting committee) 設立へのアプローチの理由も定義が総会で明確に採択された時に

輪廓をどのように意味づけ、位置づけられるかを企図したものであった。譬えば、国家による軍隊の使用を引き受ける場合第三条の定義の下に、侵入のカテゴリーの意味内で、几帳面に、四角ばった解釈を施し、安全保障理事会が、平和追及思想 (pacification) からする邪魔だてを受けることがあっても、侵略者として Invader のラク印を押す場合だつてあり得るのだということである。勿論その状況が例え憲章七章の下に、ある国家を侵略国とみなし強制行動 (enforcement action) をとることが可能であつてもそれは明らかにそれら紛争当事国二国間の外交交渉の国連への招待を妨げる場合とはならないと言ふことである。然しこれらのやり方に対する非難の供述 (statement) として、やたらと侵略国としてのラク印を押すことは、告発された国 (accused state) に対し、反対にそれら侵略国と名ざされた国と同じ立場に立つ国々を統合して、同種の道徳的 (moral)、情緒的 (emotional)、制度的 (institutional) 基盤に立つ国家グループを形作らせること必至である。これを端的に申せば、国連が仲介 (good offices) の労を取ってくれるとするシグナルとはならずむしろそれは安全保障理事会をして、非難と処罪の姿勢 (posture) からする主張の真向うからぶつかりあう場と化させてしまふであらう。たしかに国家は、これらの侵略理論に立脚して、国家による侵略行為そのものを、侵略国としてその侵略を激しく非難して来ているのであるが、問題は、国連がそれらの行為をただ荒だて、非難させるだけでなく、それ等行為を最も用心深いやり方で、よりよい国際状勢へと進ませるために、安全保障理事会をして、その実り多き地位<sup>(13)</sup>へと改善することではなければならぬのは当然の帰結の筈。然るにこれらの非難の最後の重大な結果がその処罰対象となる国家をして、別なやり方で国連が国際紛争の二国間直接外交交渉 (negotiation) を行えるようにしている憲章の法管権の及ぶ制度的取り扱いの外側に置いてしまふというのでは何が国際紛争の解決機関だと疑いたくなくなるところである。

この見解からすると国家行為を「侵略」と見做すことは、これを外のケースでたとえると、条約遵守義務が相手当事国の一方的行為によつて、侵害されているとする宣言以上に国際法上の厳しい制限を受けるものであるとも、特徴づけられ

うると思う。条約侵害宣言の場合は、条約当事国の二国間直接交渉への勧誘 (invitation) の意味合いを含んでいる。然し一方、侵略の宣言の方は、それが一たん出されると安全保障理事会が道徳的判断 (moral judgment) を通り越し、戦時国際法にいう一つの敵対姿勢 (belligerent posture) をとるとのシグナルを意味する。このことは侵略国と名ざされた国の側の弁明 (vindication) の必要とその国の全国民的レベルでの決断を掻き立て、拡大させてゆかせる傾向が強い。そしてゆきつくところ紛争解決の道具だてとして成立したとされる国連への軽視 (disparagement) とその解散 (dismissal) へと結果してゆくであろう。最近のものとして、国連総会によるアラブ領土の占領に関する非難決議に対して、イスラエルの採った反発が、そのハッキリした例としてあげられるであろう。一般にそれが国際社会によく見られる批判的姿勢であるとは言えそのことはとりわけ安全保障理事会の場合に於いて顕著に表われるのであり、その名ざし行為で即座に侵略国として告発された国の側の全国民的レベルによるその国家の政策の一方的修正を勇気づけさせ、侵略国としてのレッテルを貼られた国の側の同調国の事件に対する反動として直接の反発 (reaction) が起こり易くなり、とりわけ同時に国家の威信 (Prestige) 云々という厄介なシロモノが目立って論じられるようになった時にその動きが顕著となる傾向がある。

強制措置を含む危機事件の直接の対処をめざし、平和促進主義 (Pacification) を成就させんがために設けられた安全保障理事会も、これら難問ケースの解決には程遠い場合が多く、全くの無力の場と化しているのが現状。一八世紀末より今も尚続いているアラブ—イスラエル間の衝突でも、事件に関する解決案のすべてが型通りに、どうして法律上の正当な判断を避けるかの一点にその努力を集中的に注いで来ているのが何より証拠。然も侵略に関する国連定義が正確にこれらの判断を鼓舞し、成就させようと企図されているのも争えぬ事実と言えよう。

この関連で示される記憶すべき事象として、我々は屢々侵略に関する先決定義 (priori definition) が当事国間による直接の外交交渉を超えて法律上の主体優位性 (normative objective priority) の地位を与えられていることを口実として促進され

て来たことを逐一承知している。その論争とは

「……国際紛争の解決は国際団体が侵略の定義を一切用いずに、どちらかと言うと、法律規定によって落着させると言うよりも、むしろ、妥協 (compromise) とか、調停 (conciliate)、仲裁 (arbitrate) によって解決されることが多くなり、時には、全くの非合法事件とみられるものすらも、そうして解決されて来ているということになる。侵略に関する定義がより自動的になればなる程、侵略を受けた国は尚一層法律による裁判を受けたがるようになってゆくに違いない<sup>(17)</sup>」とのこと。

この論争はつまるところ、安保理で侵略国と名ざしされた国が、侵略の定義を用い、又は援用し、實際上その定義の適用の帰結がたとえどんな人為的に与えられた位置づけであろうとも、あくまで侵略の定義の中で具体化されている法律上の規範 (ノルム) に固執することを最も重要なことであると考えていることを示しているものとみてよい。然しながら、国連の主たる目的条項の中に、侵略の定義の運用は、一つの国家による他の国家に対する強制の実施に伴う判断上の反応であれ、また外交取り引き上の反応であれ、侵略と決定することによって紛争解決へ向って一段と止揚さるべき性質のもので、その最終目的がより一層の国際の平和と安全の維持の成就にあるように規定してあるのは周知の事実。また侵略の定義の採用の促進者達の見解として、裁判所の見地からのご託宣 (response) は、得手して利害の対立する国家をすべて、侵略者と見做しがちな弊に陥り易く、彼等の決定する強制行動も、正義や平和の立場から議論されることなく、ただ抽象的に正義を実現するためだとして、集団安全保障の行動により、力によって抑圧せざるを得なくなっていくのは避けられそうもないとしている。

この結論は、二十世紀に入り平和の為の集団安全保障的強制力を伴う軍事行動力の使用が現実に残んど実施されたこととはないとしても、力、方法として急速に増大して来ており、一方これと対照的に国際紛争を妥協 (compromise) や調停

(conciliation) なる手段を用い解決する機構や機会もかなり多くなって来ていて、その面での改良もなされて来ていて、その多いことを示している。また集団的強制行動の約束も、その行動軍が紛争地へ到達した時には、侵略国がすでに加盟国でなくなってしまうていて、当初決まっていたその約束を果たし得なかったという事件も起きている。このことは例えばイタリア、エチオピア紛争で、イタリアが聯盟を脱退した時に起きておることは、国際聯盟のすでに経験しているところである。ソヴィエツカヤ フィンランド事件の場合も聯盟総会がソユーズ ソビエツカヤに侵略者としてのレッテルを貼り、聯盟から追放したその時期と表裏して、侵略行為を展開している。<sup>(17)</sup> これらいろいろ繰り返されて来た経験から言えることは、いわゆる侵略国が集団安全保障的制裁の賦課<sup>(18)</sup> (imposition) から免れ、侵略者のレッテルを貼られることは、何の縁もユカリもなくなった時突如として侵略行為を犯して来ているということである。

国連憲章の発達も同じ意味でたしかに示唆的なものである。もちろん憲章は、戦後の現状 (status quo) のあらゆる分裂 (disruption) を集団安全保障的抑圧で規制しようとしてスタートしたものである。国連構成員 (framer of the UN) も、安全保障理事会を彼等の戦中戦後の平和維持のイメージを利用し、平和目的の一点張りで結合した五大国を基幹として成立させたものとされている。この結合は、その共通の道徳的立場として、ともかく当時ヨーロッパにおいて跳梁を極めたナチの犠牲に反対した国という一枚岩の考え方を土台として成り立たせたものであったとされているのも事実。また平和を擁護しようとするこの壮大な国家連合・同盟たる国連も、それ自身が国際的権力の構造と言う基本的な枠組みの中で、たしかに限嗣封土建 (estate tail) 者としてのある種の必要欠くべからざる変更をすすめる能力すらも保持出来なくなっており、侵略なる用語ですらも、もはや国際的権力の実質的内容の訴訟対象にすらなり得なくなっている。

国連の侵略の定義の位置づけなるものを考えてみるに、これは第二次大戦後に発生し、いろいろな議論を経て、徐々にその用語としての定着をみせて行ったのであるが、結果としてまだまだその定義の主體的カテゴリーが、安全保障理事会

に反映されるまでには至っていない。例えば、安全保障理事会で展開された長期にわたるソヴィエツカヤのハンガリー侵入やアフガンに対する侵略、自衛についてはげしい論争。更にアメリカによるドミニカ共和国、キューバ、北ヴェトナムに対する行動あるいはまた一九六七年のイスラエルによる武力行動、または一九七三年のエジプト、シリアのそれら等々に対し侵略や自衛についての論争でどんな立派なメリットを見出し得たとしても、そのすべてのケースに安全保障理事会はどの一つとして侵略者のレッテルを貼る立場になかったことになる。とにかく安全保障理事会では、侵略なる用語をめぐっての論争が発生した場合、侵略者と名ざされた国の有邦国 (client state)、同盟国、更にそれらしきメンバー国は、踵を接して、侵略国とされている国との友好関係を平時より一層保持しようとしているのが現状。

今日もし、安全保障理事会レベルの関係国間で紛争が発生し、衝突するとなると、その中に五大国が含まれていなくても、即座に五大国間の利害関係の対立へと転移する。ある国が武力行使をしたとする、その時点でいわゆる Big Two が関係していなくても、米・ソは必ず自国の立場を主軸として嘴をはさみ安全保障理事会で大勢として、彼等友好国に味方して拒否権を振りかざしつつ、その国に対し如何なる種類の処罪行為 (punitive action) の及ぶのも避けさせようとするであろう。ところがこれらの友好国は現今の経済機構上、軍事上これはどの一つをとってみても、この Big Two のどちらかに属させられているので、それら二大国の veto rights を誘発し、即座に何の決定も出し得なくなる。事実五大国は侵略国に対し、安全保障理事会で一樣にその行為を非難し、無効とするよう訴え、処罪しようとするが、安全保障理事会を舞台として、道徳的良心から純粹の法理論でその是非を論じること是一切ない。侵略者を単純に全メンバーで決定するというやり方はナチのような国家の壊滅して以来全くなくなり、それに似たような国際勢力の表われない限り、不可能に近い。それとても、当時の独、日、伊の立場からすると全然逆のコロラリーとなる。勿論安全保障理事会も、侵略阻止行動として目に見える程度の能力を示す為に、例えば朝鮮、コンゴ、サイプレス、あるいはローデシヤに対する経済制裁

の成立等を実施し、デモンストレートして来ているが、これらとて単に国連の名で行なったということに過ぎず、安全保障理事会自身の力で、彼等を侵略者だと断定し、行動したのではない。

然も安全保障理事会は最初からその政治的・国際警察的概念に従った取り扱いに準拠して国際紛争を防止したり、停止させたりする為に、運営されるようには出来ていない。それはあくまで国際紛争を解決のめざし、又そのような平和維持の凝集機関<sup>(20)</sup>としての付託(reference)を受けているもので、二国間直接交渉(negotiation)や仲介(mediation)の為の政治的討論の場として用いられている機関にしか過ぎないのであり、各国の同意を基礎として(consent-based)これらの策略(devices)をめぐらすことを委任されている場ではない。それには、安全保障理事会の政治的・道徳的機構(authority)を利用し、まずは敵性行為(hostilities)をストップさせ、その軍隊を移動させ、また敵性地帯を中立化させたりする為に、いくらかの影響力を行使することが出来るようになって来ているというに過ぎない。この機構はもともとある国の軍事行動を侵略国ときめつけて、ラベルを貼り、それに対して軍事行動を起こせるようにして作り上げたシロモノではないのである。ただソビエツカヤ代表のいない間に決定した北鮮の位置づけ決定だけが唯一の例外となっているに過ぎない。殆どこの学者が一致してそのテキストでこれを except in the Korean situation during the anomalous absence of the Soviet Union として表現しているのはその為である。

かくして戦後の国連の一本化史(legal relevant history)として言えることは、立法的にも政治史的にも、国連憲章が侵略者の指定を出来るという国際法上の解釈があるとするいわゆるポツダム呆け的解釈は、この際一切払拭されるべきで、そこにあるのは、ただ平和を維持する手段としては、依然、伝統的国際法の言う二国間外交直接交渉(negotiation)と調停(conciliation)という二つの方策が残されているにしか過ぎないと言うことになる。だから安全保障理事会に自由裁量権(rights of discretion)があり、ある国を侵略国として指定出来る等とする謬想はこの際一掃されるべきで、とにかく今後安全

保障理事会をそうあらせたいとする願望と現実に果たして法機能とを混同させてはならないといふこととなる。そうすることゝ今後に俟ちたいと思う。

- (1) Thomas, A. J., & Thomas A. V. W., *ibid.*, note 2, p. 14-16.
- (2) League of Nations Covenant, art. 10.
- (3) Conference for the Reduction and limitation of Armaments, 2 Conference Documents. League of Nations publication p. 383, L. N. Doc. No. 1935 IX 4 (1935).
- (4) シュマンカヤ不可侵条約のラキスマト Treaty of Non-Aggression, July 25, 1932, Poland-U. S. S. R, 136 L. N. T. S. 41; Treaty of Non-Aggression, May 4, 1932, Estonia ~ U. S. S. R., 131. L. N. T. S. 297 ; Treaty of Non - Aggression, Feb, 5, 1932, Latvia - U.S.S.R 148 L. N. T. S. 113; Treaty of Guarantee and of Neutrality, Oct. 1, 1927, Persia - U.S.S. R., 112 L. N. T. S. 275; Treaty of Non-Aggression, Sept. 28, 1926. Lithuania-U. S. S. R., 60 L. N. T. S. 145; Treaty of Friendship and Neutrality, Dec. 17, 1925, Turkey-U. S. S. R., 157 L. N. T. S., 353.
- (5) League of Nations official Journal, Special supplement 112, p. 22, 72, 75 (1935).
- (6) 16 League official Journal 1225 (1939) シマンと聯盟理事会の規約十二条によりイタリヤを侵略国とみなし三ヶ月の冷却期間を置つた事について。
- (7) 20 League of Nations official Journal 540 (1939).
- (8) 平和安全組織機構 (O S P S) に対しポリゴノ共和国から代表を連じ提案のあったもの。 [Doc. 2, G/14 (X), 3 U. N. C. I. O. Docs. 577-79 (1945)]
- (9) ノーリッピン代表よりマンバートン オークス提案の修正条項として提議されたもの。 [Doc. 2, G/14 (K), 3 U. N. C. I. O. Docs. 535-42 (1945)]
- (10) Records of the Conference for the Reduction & limitation of Armaments, League of Nations Publication, Series D, p. 535-42.
- (11) Security Council Enforcement Arrangements, Doc. 881, 111/3/46, 12 U. N. C. I. O. Docs. 505 (1945).

- (12) Ibid.
- (13) Stone, J., *ibid.*, note 2, p. 182.
- (14) ジュリアス ストーン教授の意見は、「侵略の定義が出たことにより、ノルム(規範)は出来上ったと言えるが、これを裁判上どんな完全なメリットを得ることが出来るかと言う点になると、いろいろ考え方の分かれるところであり、ケース ケースでこの侵略定義が裁判の判決と一致しなくとも、少なくとも平和追及の目的への寄与だけは果たして来ているように思える。このノルムが裁判や侵略の定義をまで包含していようが、いまいが、平和追及の目的に対してはいろいろなケースで潜在的に貢献していることは認めざるを得ないであろう」とのこと。(ibid., p. 157).
- (15) Thomas, A. J. & Thomas, A. V. W., *supra* note 2, p. 9.
- (16) イタリアは侵略国として明示 (express) のラベルが貼られたわけではなかった。[League of Nations O. J., 1209-26 (1935)]  
然しながら聯盟はイタリアを非難し、規約十二条を援用し冷却期間において侵略計画を思いとどまらせようとした。聯盟理事會としてもこの十二条に批判があることが判明したとの理由で最極端の侵略のラベルを貼ることを躊躇したフシがある。
- (17) 20 League of Nations official Journal 509-42 (1939).
- (18) 聯盟からの日本とパラガイの脱退は聯盟非難の結果として両国より同じような説明がなされている。[15 League of Nations Monthly summary 84 (1933) 30 (1935)]
- (19) ミソが、今後とも憲章四三、四七条の下に国連軍更には軍事参謀委員会を作り、世界の警察官としての役割を果たすことは絶無に近う。
- (20) Garvey, J. I., *United Nations Peacekeeping and Host State Consent*, 64 Am. J. of Int'l. L., 241 (1970).

## 五 び す び

侵略のより詳細な枠組みを作り、それをケース スタディから積み上げた厳密な集団安全保障の概念の中で作用させることは不可能に近い。何故なら、国際紛争は、これから惹起するであろう未来の事件に属し、侵略の定義は、過去の事件から引き出したある種のリーガル フォームの一部にしか過ぎず、いくら歴史は繰り返すからと言っても、そのギャップ

を埋める何物かの存在なき限りある種の幻影に終る可能性を持っているのは避けられない。

その意味での法政策学の樹立をと言っても、そう易々と即座にそれらを律する corollary を樹立させるわけにはゆかない。

とにかく何が脅威で、何が破壊<sup>(1)</sup>かすらも、国際法上、ケースの解釈として固まっていない。国際状況に対応しての政治的実在 (political reality) や、赤ランプ (redsign) の必要の画定すら出来ていない。勿論脅威があつて、初めて平和の破壊へとつながり、それがやがてストップをかけ得られない状態へと発展する場合一気に侵略行為の形成へと突入するのであるが、問題はそれが集団安全保障の建設的法発達と、その解釈での錯覚との間の差異の理解にどう説明<sup>(2)</sup>をつけられるかという事に尽きる。

とにかく侵略の定義とは、その意味で安全保障理事会の一ガイダンスであり、抑制措置 (deterrence) の一に過ぎず、集団安全保障制度の一連の法構造の延長に位置するものではない。侵略の国連定義も、もとはと言えば定義を通してルールを作ることに、何んとか集団安全保障の概念を樹立させようとしたもの。その意味での国際法は、この五十年の殆んどを侵略の定義の確定に費してきたし、それは究極的に戦争と平和の問題を解決するための意味深な legality の基準の確立への努力でもあった筈。

然るに侵略は憲章の中で、ある種の平和強制措置の言葉の選択のみでつまされている。とにかく国連の侵略定義は、一つの錯覚を提供したにとどまり、侵略の概念をいよいよ複雑化させる一翼を担ったものとも言えようかと思う。

然し我々はそれが錯覚とわかった段階から、侵略の問題に関する限り国際法や国際法上の手続きを通じてのみ国際関係の処理が行なわらるべきとの結論を得た筈であり、それへのケース スタディによる実学的検証を積み重ねてゆかねばならぬと実感する。

(以下次号)

(1) Ibid., art. 39.

(2) McDougal, M & Feliciano, F., *Id* note 2, p. 151-52 及び機械的 (mechanic) 自動的 (automatic) に決定者 (decisionmaker) の判断を軽べつるためのみ設けた決定基準 (定義) は有用なものとは思えないが、決定者が定義を用いることにより約因判断 (consideration) なることの統一的現象、政策、要素の決定をする時にはある種の助けとなるこの点を指摘しつつ論じて、次のように書いている。

For observers with full awareness of the factors realistically affecting decision, the task of "defining aggression" is not appropriately conceived as one of searching for a precise, certain, and final verbal formula that would abolish the discretion of decision-makers and dictate specific decisions. It is rather in broad outline, that of presenting to the focus of attention of the various officials who must reach a decision about the lawfulness or unlawfulness of coercion, the different variable factors and policies that, in differing contexts and under community perspectives, rationally bear upon their decisions; of indicating the interrelations of these factors and policies in context; and, perhaps, of making some lower-order generalizations about the relative weighing of pertinent factors and policies in different context.